

社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会

給与分科会 第4回

令和6年4月12日

【稻継分科会長】 それでは、皆様おそろいになりましたので、ただいまから第4回社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会給与分科会を開催いたします。

本日は、太田委員が所用により御欠席、また、杉本委員が公務のため御欠席されておりますので、鷺頭副知事に御参加いただいております。

本日は、前回までの内容を踏まえ、事務局において作成した中間論点整理（案）について議論をしたいと思います。

まずは、事務局から本日の配付資料の説明をお願いしたいと思います。

（【事務局】中間論点整理（案）について説明）

【稻継分科会長】 御説明ありがとうございました。事務局におかれでは、中間論点整理（案）の取りまとめ、ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの説明を踏まえまして意見交換を行いたいと思います。御意見のある方、どなたからでも御自由にお願いしたいと思います。時間はたっぷりございますので。どうぞ、笠井委員。

【笠井委員】 まとめていただきまして、ありがとうございます。恐らくここで皆さん
が言っていることが集約されていると思いますが、1つ強調しておきたい点がありまして、
それは、やっぱり業務の広域化が進んでいます。例えば、消防、そしてごみ処理、こうい
うところの広域化が進んできています。場合によっては市と町と広域化をやっていますし、
その中で地域手当の格差が出てきているのが現状であります。この辺も少し強調していた
だきたいと思っていまして、これから人口が減ってくると、やっぱりどんどん広域業務と
いうのが広がってきますので、ここが今の現状、今後進める上で、地域手当の見直しにも
当てはまると思いますので、その辺を記入してほしいなど。一部入っているんですが、意
見ということでちょっとそういうのが入っていて、その現状を分析すると、やはりどうし
てもある程度地域手当も大きくなくくりの枠も必要だということで結びつけてくれればいい

なと思っております。

以上です。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。業務が広域化しているものはかなり増えているという現状についてお伝えいただきました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、井上委員。

【井上委員】 町村会のほうでお話をさせていただきますけれども、前々回でしたか、一部事務組合の関係につきましては、地域手当が違う市町村が一緒になっている場合があると。そういう場合には、一部事務組合の中で地域手当のパーセンテージの数字を定めてもいいんじゃないかなという、そういう事例があるというようなお話を伺いました。今回、この中間報告の中ではあまりそれが目立っていないんですけども、そういったところも書き添えていただければよろしいんじゃないかなと思ったので、意見としてお願ひをいたします。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。オンラインのお二方、いかがでしょうか。鷺頭委員、どうぞ。

【鷺頭副知事（杉本委員代理）】 すみません、今日はちょっとオンラインで失礼いたします。

取りまとめ、ありがとうございます。ちょっといくつか御意見を申し上げられればと思うんですけども、まず7ページの3の（2）の給与水準のところで、「生産年齢人口の減少等により」というところのくだりなんですねけれども、地方公共団体の区域外の民間企業の給与水準を考慮する必要性が増していると考えられるという点、非常に重要な視点で、まさにこのとおりだというふうに思っておりまして、重要な視点だと思うんですけども、この区域外というのは、どの範囲で考えていくかというようなことがその次の（3）のところでも整理をされてくる論点だというふうに思っています。我々のような、福井県だと、とりわけ、都市部への人材流出という課題が非常に大きいところがございまして、これは公務員だけじゃないんですけども、今回、民間企業でもこういった課題があるので、例えば、誘致した企業に東京並みの賃金を支給する場合には補助率を加算するような制度も今年度から導入するとか、都市圏との賃金格差を埋めようというようなことを努力をしているわけでございまして、こういった区域外を考慮するに当たっては、まさに地方から都市部への人材流出というような課題も踏まえて、全体の格差を拡大させないというような観点も大事ではないかというふうに思っておりますので、ちょっとこの全体の格差を拡大

させないというような趣旨があまり記述の中でございませんでしたので、そのような趣旨をどこかに盛り込んでいただけたとありがたいと思っているのが1点でございます。

それから、同じページの（3）のところの下から3行目になるかと思うんですけども、いろいろと地方における支給地域のあり方についての検討の観点というようなところを検討会で出た意見を引用されているというふうに思っているんですけども、この中で、「一体的圏域を考慮する場合は都道府県において市町村の意見を踏まえて決定すべきではないか」というような御意見があったというふうに認識をしているんですが、ちょっとこの書きぶりだと、いわゆる決定プロセスについて都道府県単位で裁量を持つべきではないかというような方向にも見えるわけなんですが、しかしながら、こここの部分についてはどの程度財源の面で都道府県が調整機能を持てるのかというようなところとの表裏一体の話でもあって、そういう御意見もあったというふうにも思っています。ですから、実効性のある調整がなかなか都道府県のほうでできないという観点もあるので、ちょっとその点、紛れのないような形で記載をしていただくなど、こここの部分の記載の趣旨を明確にしていただけるとありがたいというふうに思っております。

それから、ここは確認でございますけれども、8ページのところの（3）の中で「地方公共団体における独自の支給割合の設定のあり方も含め、引き続き検討する」というような記述をいただいていると思っていますが、この検討会の中でも非常に多く御意見がありました、独自に支給割合を設定した場合の特別交付税の減額措置ですね。いわゆるペナルティー措置についてのあり方もいろんな御意見が出たと思うんですけども、そここの部分も含めて引き続き検討するというような趣旨で書かれているかどうかというのちよつと1点確認でございます。

それから、すみません、最後でございますけれども、9ページのところの中長期的な検討課題の中で、「技術職や専門職などの専門人材の確保が困難となっている中で、給料表において適切な処遇を確保する必要がある」という記載をいただいておりまして、もちろん給料表を職種ごとに分けるというような観点については容易なことではなくて、中長期の課題だというふうには認識をしているんですけども、殊更、この技術職の、特に土木職なんですけれども、専門人材の確保というのは本当に待ったなしの課題になっておりまして、この4月1日でも本県でも土木職が定員で10名欠員になっているというような状況の中で、現行の給与体系の中でもいろいろとできることがあるのではないかというふうにも考えているところがございまして、この中長期的な課題のところだけに専門職の人材

確保の課題が出てきますと、その部分についてもう少し現行の給与体系の中でも何らかの見直しが考えられないかというようなことが読み取れるほうがよろしいんじゃないかなというふうに思っておりまして、こういった観点をこの検討の中で織り込んでもらえるとありがたいなというふうに思っているところでございます。

すみません。長くなりまして恐縮ですけれども、よろしくお願ひいたします。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

御意見と、一部確認ということがございました。確認について、事務局のほうからお願ひいたします。

【進室長】 まず、7ページの(3)の下から2、3行の部分ですね。「一体的圏域を考慮する場合は、都道府県において市町村の意見を踏まえて決定すべきではないか」というところですけれども、財政措置との表裏一体で実効性ある調整はできないのではないかという御意見がありましたけれども、市町村の意見を聞くことを都道府県にお願いするということがこの検討会の議論でも主眼であったというふうに思いますので、少し強く聞こえるような書きぶりになっているかとも思いますので、検討させていただきたいと思います。

あと、次の8ページの上から5行目、6行目のほうに、「地方公共団体における独自の支給割合の設定のあり方も含め」とあるけれども、この検討会でも議論がありました特交減額も含まれているのかということですけれども、そういったことも含めての意味でございます。

それから、専門人材の確保が待ったなしの状況だというのは、我々のほうもそう認識してございますし、また、現行の給与体系でもできることははあるということもそのとおりだと思います。各地方公共団体でも様々工夫がなされているところだと思いまして、中長期だけに書かれると、今すぐいろいろやっていくという部分が出てこないということは、そういうかなとも思います。地方公共団体を取り巻く課題についてどのように記載するかというのは、この検討会での議論、もしくは分科会長と相談させていただいて、記載ぶりは考えさせていただきたいと思います。

以上です。

【鷺頭副知事（杉本委員代理）】 ありがとうございます。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見。三輪委員、どうぞ。

【三輪委員】 私の意見というより、今、鷲頭委員が御指摘いただいた点の中で2点。ここに記述していただいているものの発言というのは恐らく私が発言したことを書いていただいているんじゃないかなと思われる点が2点ございましたので、ちょっとその点について簡単にお話をまずさせていただきたいと思います。

最初の7ページの下の「都道府県において市町村の意見を踏まえて決定すべきではないか」という表現、これらしきことを私は言った覚えがあるんですけども、鷲頭委員が御心配されていることはまさに大変ごもっともな話で、都道府県としてそんなことをどこまで責任を持ってできるかというのは、これは現実的には非常に難しいというのは私もよく分かりますし、私が申し上げた趣旨は、都道府県の決定ということもあるかもしれませんのが、もっと言うと、都道府県が関与することも含めて、地方の自主性というものがもっと生かされるような決定のあり方というものを今よりも探っていくべきではないかということを申し上げたかったというのが主眼でございまして、そういう趣旨が一定程度生かされるような表現が工夫されるほうが。この書きぶりが非常に強い印象を与えるものですから、そういう表現があればそのように工夫していただくというほうが私もよろしいんじゃないかなというふうに思います。

それから、2点目の技術職の話でございますけれども、これも私がある県の事例として御紹介をさせていただいた中で、その県では土木職等々に対して現行の制度の中での工夫として給料の調整額というものを支給しているということをここで御紹介申し上げました。ですから、まさに鷲頭委員が御指摘のように、今できる制度の中での工夫というのは既にやっているということも含めて、だけども、将来的には給料表のあり方というのも検討が避けて通れないのではないかということを併せて申し上げたわけですから、これは長期的課題とだけ捉えるような、そういうイメージが出ないように工夫をしていただく表現をもししていただけるのであれば、そのほうがよろしいかと私も思いますので、ぜひその方向で調整をお願いしたいと思います。

取りあえず以上でございます。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ありましたら。じゃあ、林委員、どうぞ。

【林委員】 何点かございますが、先ほど鷲頭委員からあった、格差を大きくしないというご発言については、この間、現場の感覚からもぜひそういう方向での検討が進められるべきだということについて申し上げてきましたし、大きく同意するということを申し上

げておきたいと思います。地方公務員の仕事の性質や価値が一緒ということはもちろんありますけれども、人材が必要なのは都会だけではありませんので、奥能登のほうを見てもそうですけど、ああいうところにもやっぱりちゃんと地方公務員がいるということが大事だと思いますので、改めて格差を大きくしないという御発言については賛意を最大限示したいと思います。

その上で、先ほど「区域外というのは、どこをもって区域外か」という話があったかと思います。それに関わって、8ページの「市町村の地域手当に関して検討すべき課題」というところで、都道府県単位の課題として、民間の賃金水準をきめ細かく反映できないということが書かれています。これはもちろんそうなんんですけど、例えば、千葉県で県下12%なり10%なりで統一したとしても、東京都は多分引き続き20%のままだと思いますので、結局千葉県西部のほうは10ポイントぐらいの差が続きますから、今ある市町村間の格差、課題が都道府県に置き換わるだけになってしまいます。都道府県単位化について、この間、この場では議論がそれほどあったわけではないと思いますが、都道府県単位にしたとしても県境での格差は生じてしまうことになるといった矛盾が残るんだろうというふうに思ってございます。その意味でも、その上にあった独自の支給割合の設定のあり方、特別交付税の減額措置も含めて検討が十分必要なんだろうというふうに思います。そこをぜひ引き続き皆さん方で御検討いただきたいなというふうに思ってございます。

もう一つは確認なんですけれども、今回の中間報告に「中長期的に検討すべき課題」についても盛り込んでいただいている。今後、8月末頃には最終報告を出す予定ということだったんですが、それは地域手当に関わってのみになるのか、ここに書かれている全てになるのか。この後、5月～7月でどこまで何をどう議論していくのか、少し事務局的なイメージをお示しいただけたらなというふうに思ってございます。

取りあえず以上です。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

じゃあ、2点目の御質問、御確認、事務局からよろしくお願いします。

【進室長】 2点目の御質問でございます。地域手当を中心にしてこの分科会でも御議論はいただいておりますけれども、中間論点整理（案）の8ページの4番にありますように、地域手当を中心にしてしつつも、国で検討されているアップデートも踏まえて、地方公共団体ではどうなのかといったところについてはぜひ御議論いただいて、最終報告のほうには反映していっていただければというふうに思っております。

以上です。

【林委員】 つまり、一応給与分科会としたら8月末がゴールですよということでいいんですか。だから、9月以降はないよというか。

【進室長】 紙与分科会をその時点で閉じるということを、今、決定しているわけではございません。一旦、国の制度見直しに対して地方がどうするのかという点については、8月ないし9月の報告までに一定の結論をいただきたいという趣旨でございます。

【稻継分科会長】 ということは、つまり、中長期的なものも含めて、社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方のうち、給与に関するものについては引き続き議論を続けるという、そういう理解でよろしいですかという質問ですね。

【進室長】 親会のほうは2年3年と長いスパンでやっていくという一方で、当面早急に結論を得なくてはいけないということについて、この分科会で御議論いただいている。ですから、一旦は早急に議論をしていただく部分については分科会で御議論いただき、親会のほうにも返していくということだと思いますが、その他まだまだ議論すべきことがあるんだということで、分科会のほうで併せて親会のほうに言つていただいて、引き続きということもあり得る、今の時点で否定するものではないというものでございます。

【稻継分科会長】 よろしいですか。

【林委員】 はい。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問等。じゃあ、大屋委員。

【大屋委員】 すみません、1点だけです。先ほどから話題になっている7ページの下から3行目というところですけれども、1つは、三輪委員がおっしゃったように、やはり当該市町村の意見をきめ細かく聞いて決めないといけないと。2つ目は、それを国がやるということは大変につらいと。あるいは非現実的であるとまで言うかどうかはともかくですね。ある以上、頼むとしたら、やれるとしたら都道府県しかないというようなニュアンスでの理解をするといいのかなというふうに思いました。ただ、その場合、都道府県において十分決定し得るかという点については、鷺頭委員が御指摘の問題があるということは、あるいは脚注で書いてもいいかもしれないし、それは今後の話題であって、こういう意見があったことは事実であるから、ここではこう書くということでもいいかもしれないと思います。

以上です。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

オンラインの権丈委員、何かございますでしょうか。

【権丈委員】 ありがとうございます。私は前回お休みさせていただいたもので、少し確認させていただきたいと思います。先ほども7ページ後半から8ページのところで議論されていたところですが、今後の方向性としては、地域手当に関して都道府県単位というところで大体まとまっているのか、むしろ市町村ベースとし若干広域化することを都道府県単位で設定していくようなものを考えられているのか、どのような方向性が今、主な議論になっているのかをお伺いしたいと思います。また、国の給与制度のアップデートの検討状況について事務局が把握されておられるところでは、どのような方向性になりそうかお分かりでしょうか。

最後に、先ほどもどなたか発言されておられましたところですが、地域手当以外はどの程度扱われるのか、例えば、扶養手当などについては、報告書等でまとめていくことになるのか。

以上、質問で恐縮ですが、いかがでしょうか。お願いいたします。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

3つ御質問がございました。事務局、お願いします。

【進室長】 御質問にお答えいたします。

まず、国の給与制度のアップデートの検討状況についてでございます。人事院のほうとは隨時、適宜意見交換させていただいておりますけれども、国の方も、項目は昨年報告のほうで挙げられました内容はもう確定しているんですが、内容についてはまだ検討していて、大きな方向性が固まったものはないというふうに聞いております。まだいろいろと様々な案を挙げて検討しているという状況だというふうに聞いております。その上で、地域手当について地方ではどうするのかというところで、今、御質問としては、都道府県単位、市町村単位とかあるけど、大きな方向性は定まっているのかということですが、この検討会においても我々事務局としてはまだその方向性は固まっていないと理解をしてございます。中間論点整理の7ページから書かせていただいておりますとおりですが、国と地方は違うよねというところは、ほぼ大筋、皆様同じ意見をお持ちかなと。ただ、その上で、ではどうするのかといったところについてはまだ方向性を出すには至っていないというふうに理解をしてございます。

また、もう1点、扶養手当について御質問いただきました。扶養手当の見直しについて

は国のアップデートの中でも4ページに書かせていただいておりますが、見直しというふうに言われてございます。8ページの4ポツのところで、国の給与制度のアップデートに対して地方はどうしていくかということを書かせていただいておりますが、ここには扶養手当については書いてはございません。これまであまりこの検討会で扶養手当について触れられていなかつたのではないかということで現状記載しておりませんが、もちろんこの検討会で御議論いただければと思っております。

以上です。

【稻継分科会長】 権丈委員、よろしいでしょうか。

【権丈委員】 はい。ありがとうございます。

【稻継分科会長】 ありがとうございました。

一応一巡しました。あと幾らでもどうぞ。三輪委員、どうぞ。

【三輪委員】 すみません、ちょっと何点か申し上げさせていただきたいと思います。

まず7ページなんすけれども、一番上で給与水準、(平成)18年報告書について触れられておりまして、この中で、「また」というところが5行目か6行目ぐらいから始まっていまして、「原則として当該地方公共団体の区域内の民間給与を考慮するとしても、実際には、当該地方公共団体の職員の確保について民間事業者及び他の地方公共団体との競合を勘案して、当該団体の区域を越えた一定の範囲に拡大することがやむを得ない場合もあると考える」と。これが(平成)18年の報告書において既に触れられていて、今回、大きくくり化というのか、広域化というのを考えるときには、これは実は非常に大事な指摘だと思うんです。これは今日的意義が非常に強くなってきたというのがまさに御説明にもありましたし、ここにも書いてありますので、私は、この部分は、後のほうで参考資料として(平成)18年の報告書の抜粋が実は出されているんですが、そこに入っていないものですから、ぜひこの部分も含めて入れていただいたほうがよろしいんじゃないかななど。ちょっとページ数がないんですけど、終わりから多分5ページ目に研究会報告書の(平成)18年3月(抄)というのがありますけれども、ここBの「給与水準については」のところの下に今の自治体の範囲というものの考え方について示されている、ここは非常に大事な部分じゃないかなというふうに思いますので、参考資料ではありますけれども、そこに見えるような形で入れていただいたほうがよろしいんじゃないかなという、ちょっと事務的な話でございますけれども、それがまず1点目でございます。

それから2点目は、ちょっと細かいんですが、今の7ページの(3)のところなんです

けれども、2つ目の「また」というところで、国家公務員の場合と地方公務員の場合の性格の違いを述べておられるんですけれども、国家公務員については、総体としての総原資の中で俸給と手当の配分を見直すと、こういうものだと。それに対して、地方の場合は、職員の給与水準に直結するという、そういう性格の違いがありますよということなんですが、私の理解では、国家公務員でも個々の職員から見れば給与水準の変更に直結すると。だからこそ、異動しやすくするようにするということを狙っているわけであります。国について、マクロで見ればこういうことなんでしょうけれども、この書き方のままだと國家公務員の場合は職員の給与に直結しないというふうに読めますので、ここはちょっと表現を工夫していただいたほうがいいんじゃないのかなというふうに思いました。

あと、全体についての感想ですけれども、この下以降は、市町村についての格差といいますか、そういったことを念頭に置いた、広域化を念頭に置いたことが書いてあります。これはもちろんこれでよろしいと思いますが、実は、本当は都道府県については、ここであまり触れられていないんですが、従来から、国の基準でいけば、府県の中は6段階になるのを4段階ぐらいに平準化して、それを薄まきにするといいますか、あるいは特定の市町村の区域だけが3%、あとはゼロというふうになってしまうんだけども、その県の職員についてはその財源の範囲で一律に薄まきにするとか、そういう、言わば大くくり化を既にこの間実施してきているわけです。これはある意味、今回国がやろうとしていることを先取りして既に実施しておられるわけであります。動機も国と同じような動機だというふうによく聞きますので、私は、こういった都道府県の取組というのは改めて評価しているんじゃないかなと言うとちょっと言い過ぎかもしれません、しかるべき対応をされてこられたんだなというふうに思っております。この報告書というか、論点整理でそこに触れる必要はないかとは思いますが、そういう対応をしてこられた都道府県の対応というものを現実的な対応としてしっかりと受け止めていくべきじゃないかなというふうに思っておりますので、感想としてだけちょっと述べさせていただきたいと思います。

それから、次の8ページですけれども、一番上のところで大変大事なことを触れられておりますが、4行目の「こうした状況を踏まえ」というところで、「以下の課題について、地方の実態に即した地域手当の制度を実現するための支給地域の補正のあり方や地方公共団体における独自の支給割合の設定のあり方も含め、引き続き検討する必要がある」、まさにこのとおりだと思います。ただ、「支給地域の補正のあり方や」と、いきなり補正と出てくるんですけど、補正というのは一回地域を指定して、それを、今の仕組みだとパー

ソントリップ補正をしているわけですから、いきなり補正というのはちょっと変なので、ここは「支給地域の設定のあり方」でよろしいんじゃないかなと思いますし、次の「独自の支給割合の設定のあり方」、ここはもう「支給割合のあり方」で十分通じると思いますので、ちょっといきなり補正が出てくるというところが、表現の工夫があったほうがよろしいかなというふうに思いました。

それから、9ページのところで、これは感想めいた話ですけれども、「おわりに」というところで、国の状況を注視しながら引き続き地方の実態を踏まえて検討していく这样一个でですけれども、こういった結びでよろしいんじゃないかなというふうに思いました。地域手当につきまして、私は、今回、国の見直しというものが広域異動をしやすくする这样一个ことが主目的だと、地方の場合はそれは必ずしも当てはまらないので、地方は地方独自のきちんとした目的というものを整理する必要があるなというふうに申し上げてきました。それについては人材の確保ですか広域行政とかそういうことが挙げられてきて、それでいいんじゃないかなというふうに思っております。広域化自体というのは国も地方も同じ方向だとしても、目的が違うということもありますし、見直しの内容というのは地方の独自性というものが發揮されてしまうべきではないかということも申し上げてきました。ただ、その際、全くゼロからの検討というのは、これはなかなかやっぱり技術的にも難しいと思いますし、そういう意味で、国民の納得感という点から見ても、人事院勧告というのを一つの参考にする、土台にするということは、これは十分にあっていいんじゃないかなというふうに思います。それを基にした上で地方の実情というものを反映していくというのがある意味現実的なというふうにも思いますので、そういう意味で、この「おわりに」のところで、「国の動向も注視しつつ」とありますけれども、そういう人材院勧告なんかも十分参考にして、引き続き地方の具体的なあり方、独自性ということも意識した上で検討していくという、こういう結びを今の時点であればしていただいて、人事院勧告というものがある程度見えてきた段階できちっと具体的な方向というものを出していくというのはこの分科会のあり方としては大変よろしいんじゃないかなというふうに思っております。

最後に、タイミングですけれども、これから人事院勧告は例年ですと8月の上旬に出まして、各都道府県・政令市的人事委員会の勧告というのが、大体10月が多いと思いますが、早いところは9月の末に出すところもございます。ですから、人事院勧告が出てから各都道府県・政令市的人事委員会が検討するまで非常に時間が短くて、特に今回、地域手

当の見直しという大変大きな作業が出てきて、なおかつ、地方の独自性というようなことを言い出すと本当に時間的にはタイトだというふうに思いますので、人事院勧告の内容をある程度見極める必要があるとは思いますけれども、その後、各自治体の人事委員会勧告、それを受けたの12月議会に向けての各都道府県、市町村の人事当局の検討、あるいは先ほど御指摘がありましたように広域事務組合でのあり方、これは市町村間の検討の調整も必要だと思いますから、大変いろんな意味で時間が今年の後半はタイトだと思いますので、そういった中でこの分科会の取りまとめ、総務省の技術的助言を含めた方針、そういったものを、適宜適切にと言うと言葉が非常に浮いてしまうんですけども、大事な状況にありますので、タイミングをしっかりと見極めていただいて進めていただければありがたいなというふうに思います。

長くなつて恐縮です。以上でございます。

【稻継分科会長】 ありがとうございました。たくさんの御指摘、御意見をいただきました。最後のタイミングはまさにおっしゃるとおりで、人事委員会の勧告が出る、かなり前に出してあげないと、とても地方も困られると思うので、それはスケジュールとして心がけていきたいなと思います。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、井上委員。

【井上委員】 ちょっと今の関連したお話なんですけれども、8ページの上から5行目のところの「地方公共団体における独自の支給割合の設定のあり方も含め」というふうにお話があって、これは私も一回お話を伺ったことがあるんですけど、ペナルティーという話があると思うんです。4ページには、地方において基準を原則とするようということで。ただ、指定基準を超えた支給割合を設定している地方公共団体においては特別交付税の減額措置がされると。どこのほうも職員があまりあちこちに行ってもらっちゃ困るから、3%であっても6%であってもちょっと上乗せしようと。そうじゃないと職員がというので、上乗せをしちゃったりするわけです。そうすると、それは前、説明の中では、財源があると見られて、それで交付税を減らすんですよというお話があったけど、決して財源が豊かじゃないんですよね。結局、上乗せをすればするほど経常収支比率は上がっちゃうわけなので、その市町村においては、苦しい立場でありながら、そうせざるを得ない状態でやったわけであって、それに対してそういうふうにペナルティーが行くというと、なかなか独自性がなくなっちゃうわけですよね。ですから、この4ページの書き方というのは、これはこれから改定の関係があるんでしょうけれども、あくまでも国の考え方というのは

こここの部分は変わらないんだというふうなことでよろしいんでしょうか。それとも、この考え方は多少なりとも変わってくるんでしょうか。その辺、地方の苦しいそういった思いの中での独自の割合というものをえた場合、どうなんでしょうかというのをちょっと確認をしたいんですけど。

【稻継分科会長】 確認がございました。事務局、お願いします。

【進室長】 今御指摘がございました4ページの（1）の記述というのは、まさに現行の運用の説明となってございます。ただ、この検討会で今後どうしていくかというのは議論をいただきしております、これが一切変わらないという前提に立っているわけではありません。ですから、変わることも当然あり得るということだと思います。

【井上委員】 その場合、どういう見方をしていただけるのかなというのがちょっとね。やっぱり財政力の関係を事細かく見なければ、そういう判断というのはなかなかできないと思うんですよね。だから、そこまで突っ込んで市町村の財政状況を確認した上でいろんな判断をしていくんでしょうか。その辺がちょっと分からいいなと思うんですけど、それについては今後どういうふうに見ていくのかなというのを、今の段階で答えられるのであれば、ちょっと教えていただきたいと思うんですけど。

【進室長】 今の段階でまだ方向性も出ておりませんので、こうする、こういう方向だということはちょっと申し上げにくいですけれども、今、井上委員がおっしゃったような、個別団体の財政状況を見て、ここは財政上余裕がある、そうじゃないと個別個別を見て特交の減額措置を講ずるかどうかを決めるということにはならないと思います。特交の措置についてはどうあるべきかという全体の中での議論でありまして、個々のケースを見るということではないと思います。

【井上委員】 今のお話のとおり、さじ加減でやるわけじゃないんでしょうかから、ある程度の決まりの中でやっていく上では、地域手当の差があればあるほどこういう状況を起こす、起こさざるを得ないような状況になると思うので、やはり地域手当というのも都道府県の中であまりにも差があるというのはなかなか私たちも困ってしまうので、その辺の大きな見直しというのは必要だなと思います。ありがとうございました。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、林委員。

【林委員】 先ほど時間軸の話がありましたので、現場の感覚からお話しいたします。私ども労働組合もそうですし、人事委員会の作業も見ていると、例えば、地域ごとに話合

いをするとか、都道府県さんを通じて調整するということを本当にやるとしても、今年の12月の議会とか予算とかを考えても、議論して決定して仕組みにするまでには相当タイトだと。タイト過ぎて、現実的に今年度は全体的な合意形成が図れないんじゃないかなという気がします。例えば、総務省が制度の仕組みを示すのを受けて、自治体として令和7年度に1年かけて議論をして、令和8年度に運用開始とするなど、ある程度地方に時間軸でのバッファーを設けておくことを、今のうちから検討しているということを言っておけば、1年は現状維持ということがイメージできていいくのかなというふうに思います。

人事委員会勧告の中にそれを盛り込むならなおのこと大変だと思うので、来年でもいいんじゃないかなと。そこまで急がなくても現場的にはいいかなと思うので、ぜひ総務省のほうで各県庁さん、市町村さん、あるいは政令市さんにヒアリングした上で、できるなら延ばしてという意見が多いのであれば、人事院のアップデートは出るけど、地方としては令和7年度はこのままで、令和8年度実施を前提に検討されたしというような助言をされるのも一つではないかというふうに思います。

もう一つは、仮にこれを中域化であれ広域化であれ、地方自治体に落とし込むと、首長さん同士の話合いももちろんあるでしょうし、加えて職員団体との話合いもありますし、これは結局誰が決めるのかという問題だと思うんですよね。一自治体たる県庁であればそこの中の話合いで決まるとは思うんですけど、複数の自治体でこの地域の地域手当はどう辺にするとかということになると、本当にそんな話合いが可能なのかなと思いますし、そこで決められたことについて、職員団体は、そうですかとはなりません。やっぱり誰が決めて、どう落とし込むのかとなると難しいなと思っています。

最後、3つ目は扶養手当のことが初めて出たので、私どもの今の議論状況だけ御報告しておきます。国家公務員の皆さんには男性のほうが多いんじゃなかろうかなと思いますが、地方公務員は保育士さんとか看護師さんともいますので、恐らく組合員の比率を見てもほぼ半数。男性のほうが数ポイント多いですけれども、国家公務員と比べると多分随分違うんだと思います。なので、扶養手当のありようも結果的に恐らく国のほうが配偶者も含めて受給されている方が多くて、私どものほうでいくと、女性が多い分、結果的には受給している職員単位で見れば少ないという実態があります。扶養手当そのものをあまり深掘りして議論しようというわけではありませんが、今、民間でいえば家族手当として配偶者に対する手当が50数%、過半数がついているけれども、国家公務員はどうもゼロも含めて見直そうとしている。だけど、地方公務員の実態からすると、男女比や現場の状況とかも

違うので、国基準の押しつけはどうかなというようなことがあります。

一方で、国のはうで見直そうとしているのは、やはり国策というか、配偶者の皆さんにも働いていただきましょうということがあるので、その点についての賛否が組織内でもありますし、「賃金、労働条件を政策誘導に使うのはどうか」という話と、「やっぱり、それはもう今の時代そうでしょう」という方もおられて、そこは私どもの中でもいろんな意見があります。国家公務員が決まったからそのまま地方公務員にこれを当てはめるのはいかがなものかという代表例の一つとして、扶養手当の件も中では意見が出ているということについて御紹介だけしておきたいと思います。

以上です。

【稻継分科会長】 ありがとうございました。

スケジュールの話がちょっと出て。国のアップデートは、地域手当の部分については来年の4月からということになるんですか。遡及しないですよね。

【進室長】 選及はしないです。来年の4月から。

【稻継分科会長】 来年からですよね。

【進室長】 はい。令和7年4月からです。

【稻継分科会長】 それでもまだちょっと間に合わないだろうという御意見ですか。

【林委員】 自治体の皆さんに聞いていただいて、十分間に合いますということでしたら、それはいいんですけど、先ほど人事委員会勧告の話もおっしゃられていきましたが、人事委員会としては地域手当に国の大くくり化を盛り込む、盛り込まないも含めて、さあ、今年度、どうしようと思っているタイミングだと思います。

【稻継分科会長】 ありがとうございました。

大屋委員。

【大屋委員】 今、林委員から出た話なんですけれども、今後の制度をどう構想するかにも関わってくると思いますが、まず1つ目のモデルとして、やはり何らかの圏域をつくりますと。その圏域の中ではしかるべきパーセンテージを決めて、これはそこに属する自治体は全てそのパーセンテージにするんです。ただ、国の大くくり化と違って、どこを圏域とするかについては各自治体の自主性を重んじますと。だから、国の大くくりとは違う境界線になるかもしれませんねというようなのが1つ目のモデルだと思うんです。ただ、それがスタートする時点で現在のパーセンテージを各市町村はお持ちであると。ということは、要するに、そういう制度に移行したとしても、うちは圏域は要らないですよという

自治体さんもおられるわけですよね。例えば、飛騨市さんが、これ以上どう大きくせいといふんだと言って、うちはこのパーセンテージでいいとおっしゃったとすると、そこはその一自治体が圏域としてそのまま、そのパーセンテージで動くことになるだろうと。だとすると、要するに圏域化の話合いがまとまるまでは現行の一自治体ごとのパーセンテージがそのまま延長で適用されればいいはずなので、制度発足時においてはそういう圏域化がこれ以降できるようになりますよという制度は始まるけど、どこが大々くりになるかは各自治体さんでお話合いを進めていただいて、まとまったところから大々くりになりますという話で多分動くだけだろうと思います。だから、林委員がおっしゃったように、枠組みができましたというところまでが今年度で、あとは自治体さんの自主的なお話合いの進行によって、大々くりになったり、ならなかつたりするところがあるでしょうね。具体的には、そういう事態が多分しばらく続くとか永遠に続くということになろうかと思います。

ただ、1つ難点があるとすると、林委員がおっしゃったとおり、大々くりにしましようという話合いは結構大変そうであると。例えばですけれども、相対的に低いパーセンテージの自治体さんはちょっと横の高いところで大々くりにしてほしいというふうにおっしゃるかもしれません、しかし、高いほうは、付き合ういわれは別にないのではなかろうかと思つたりする。下がるとまで言わなくても、わざわざそんな面倒くさいことをしなくてもうちはこのパーセンテージを持っているんだからということになりかねない。すると、これは首長部局側と労働組合さんとの話合いも含めて結構しんどい交渉になるかもねということが予測できるのかな、これは今後の検討課題としての一部として出てくるのかなと思います。

もう一つは、前にちらっと、あくまでジャストアイデアということをお話したわけですが、例えば、都道府県単位で標準割合と最大割合を決めるみたいな制度に移行したとすると、これは各自治体が自治体のパーセンテージを取るということはこれまでと変わらないわけです。自治体ごとにパーセンテージが決まって、それが国側の計算で、あなたのところは3%だよというのではなくて、各自治体さんの判断で、うちは、じゃあ、3にしようとか3.5にしようとか決めるということになるわけですから、この場合は決定権の主体が移るだけで、交渉の主体は当該自治体の首長部局と労働組合であるというようなことで、シンプルなまま移行するのかなというふうに思いますということです。これはこの報告書についてどうこうではなくて、この報告書の後の制度のあり方としてそうなるのかなと。こちらの制度の場合も、制度の枠組みができたのが今年度いっぱい、あと、じゃあ、

各自治体さん、今お持ちの数字は、例えば3とか6とかだけども、今後どうするかについては来年度か来々年度か、ちょっとゆっくり考えてくださいということで、そのまま運用が始まることになるので、さほど問題は起きないのかなというふうに思いました。

以上です。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

大きな話も出てきました。ほかにいかがでしょうか。笠井委員、どうぞ。

【笠井委員】 市長の立場で、そもそもこれ、始まったのは、人材の確保と、あと、同じような業務をやっていて格差があるのはおかしいという話ですよね。ですから、方針が出れば、当然、今度は市長として今言ったそもそも目的に沿った対応をしていかなければいけないと思うんです。そうしなければ、一部のところに人が集中したり、あと、広域連携をやりながら格差がある。ですから、ここは方針が出ればそれに沿って各首長さんたちが考えていくべきだと思っています。

以上です。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。鷲頭委員、どうぞ。

【鷲頭副知事（杉本委員代理）】 今の御議論の中で、具体的にいろいろとどういうふうにしていくのかという今後のプロセスは制度のあり方がまた見えた上で具体的に検討していくことになると思うんですけども、やはりどういうふうな圏域をやっていくかというようなことは、地域のあり方を自主的に地域の中で調整をしていくというところの前提条件の中に、財源の取扱いがどういうふうになるかとか、そういう情報が判断材料にはなってくると思うので、そのことの方針がいつ固まって、またそのことをベースにどういうふうに議論を進めていけるかというようなこともプロセスの中でいうと非常に大きなウエートを占めているかなというふうに思いますので、その観点も踏まえていただければというふうに思いました。

以上でございます。

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

12時まで時間は用意していただいているんですけども、大体、出尽くした感じですかね。恐らく今後、この中間論点整理（案）を出してから各団体とかいろんなところから御意見を頂戴して、この分科会で議論していくということになろうかと思うんですけども、やはり一番のキーポイントの一つは、8ページの「市町村の地域手当に関して検討す

べき課題」というところのポツが3つあるところですよね。

1つは、都道府県単位で、恐らく人事院勧告はこのような形で出てくるだろうと。ただし、これは三輪委員がおっしゃってくださったように、国の目的と地方の目的は違うはずだというところがあるのと、細かい違いが反映できない。これは恐らく兵庫県なんかですと、私も近くに住んでいたものですから、神戸とか阪神間のあの地域と但馬の日本海側とは全然離れていて、別の県と言ってもいいぐらいのところなんですけれども、それが同じように兵庫県として扱うということについてはいろんな議論もあり得るのかなと思うところです。

2つ目の都道府県単位以外の圏域単位、これについてはいくつかの案というんですか、ほかの地方ではこんな圏域がありますよみたいなものもこの分科会では出していただいたところですけれども、それぞれ一長一短があるといいますか、どれを取ればいいのかという問題は常に付きまとうところでありますと、「地域手当の趣旨に沿う客観的・合理的な基準を設定できるか」という課題がある」というふうにここにも書かれているところです。

3つ目の市町村単位というのは現在の方式でありますけれども、これについても、いろんな団体から申入れがありますように、囲まれて人材が取られてしまうとか、あるいは一部事務組合をつくっているけれども別々の支給割合になっているので困っているとか、いろんな御意見が出ているところで、それを全部直せるのかという議論があります。それから、ここでも出てきましたけれども、例えば、京都市という政令指定都市よりも、隣の長岡京市ですか、村田製作所とかがあるようなところのほうが地域手当が高いというところで、家賃とかを比べるとむしろ逆じゃないかとかですね。これは仙台のほうでも同じようなことがありました。今度、賃金構造基本統計調査とかが出ると、熊本県の菊陽町というところが恐らく今の水準だと20%になって、他方で熊本市という政令市は、今、ゼロ地域なんですね。果たしてそれで本当にいいのか。これは恐らく菊陽町に今、人材がすごく取られていて、熊本から通う人もたくさん出てくると思うんです。これは県として考える大きな課題に、今、あの県ではなっていて、相当ひっくり返っている状態だと思います。ということでいうと、市町村単位といった場合に、菊陽町は20で、熊本市がゼロって、本当にそれでいいんですかという議論は当然出てくると思うんです。

なので、それぞれ一長一短があって、分科会として、今の段階でこっちの方向で行くということは、最初に権丈委員から質問がありましたけど、今、出ていない状態でありますて、取りあえず3論併記の状態で中間論点整理を出すという形を取らざるを得ないんです

けれども、それでよろしいでしょうかねという、ちょっと打診なんですが、今、この方向性でということで分科会で出すのはちょっと難しい状態かなと思っております。

取りあえず今日のところはたくさんの御意見をいただきました。最初のほうにいただいた、笠井委員、井上委員からの、業務の広域化が伴っているので何とかそのことも書き込んでほしいですとか、あるいは一部事務組合のことで井上委員から前に発言があったようなこともここの中に入れてほしいとか、いろんな御意見がありましたので、ほかにもたくさんの御意見が細かい点も含めてございましたので、それも含めていただく形で事務局のほうで中間論点整理（案）を修正し、改めて委員の皆様に御確認いただきたいと思います。その後、最終的に私のほうで確認したものを給与分科会としての中間論点整理として確定したいと思いますが、それでよろしくございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

【稻継分科会長】 ありがとうございます。

それでは、そのように進めさせていただくとしまして、最後に事務局より次回の日程等についてお知らせいただきます。

【小澤調査官】 ありがとうございました。先ほど分科会長から御発言がございましたとおり、中間論点整理（案）につきましては、後日改めて委員の皆様に御確認いただきたいと存じます。公表時期につきましては改めてお知らせをさせていただきます。

また、第5回の開催日時につきましても、後日、調整をさせていただきたいと存じます。本日の議事要旨につきましては、前回同様、公表前に委員の皆様に御確認をいただきたいと考えておりますので、その際はどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして本日の給与分科会を閉会いたします。ありがとうございました。